

商品概要説明書

株式会社 鹿児島銀行

2022年4月1日現在

1. 商品名	・総合口座
2. ご利用いただける方	・個人のお客さま
3. 口座開設の条件	・お一人さま一口座とさせていただきます。
4. 取引内容	・総合口座として次の取り引きがご利用いただけます。 ①普通預金のお取り引き ②定期預金のお取り引き（1口1万円以上でお預け入れいただけます） ※定期預金の種類は「リレスーパー定期」「リレ期日指定定期」「リレ変動金利定期」からご指定いただけます。 ③上記②の定期預金を担保とする当座貸越のお取り引き ※定期預金のみではご利用いただけません。
5. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時お預け入れいただけます。 ・1円以上 ・1円単位
6. 払戻方法	・随時払い戻しいたします。
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・毎日の店頭表示の金利を適用いたします。（金利情勢により変動します） ・毎年2月と8月の第2日曜日の翌営業日にお支払いいたします。 ・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とし、1年を365日とする日割りで計算いたします。
8. 課税	・利息の20%（国税15%、地方税5%）が源泉分離課税されます。 ※復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税となります。 ・障害者などの少額預金利子の非課税制度の対象となるお客さまは、マル優の対象となります。
9. 手数料	(1) キャッシュカード ・キャッシュカードによる支払いなどにあたっては、カード規定に定める手数料をいただく場合がございます。 (2) 通帳発行手数料 ・通帳の発行または繰り越しを行う場合には、550円（税込み）の通帳発行手数料をいただきます。ただし、次の要件に該当する場合を除きます。 ①2022年1月16日以前に開設された口座 ②70歳以上のお客さまが保有する口座 ③教育資金贈与専用口座 ④後見支援預金 ⑤ジュニアNISA専用口座 ・通帳発行手数料は、通帳発行日または繰越日の翌月15日（休日の場合は翌営業日）に当該預金口座より引き落とします。引き落とし日の前日までにご入金ください。

	<ul style="list-style-type: none"> ・預金口座の残高不足などの理由により通帳発行手数料が支払われない場合には、当該預金口座を通帳不発行型に変更いたします。通帳不発行型に変更を行った時点で通帳を使用できなくなります。 (3) 未利用口座管理手数料 ・最後のお預け入れまたは払い戻し(当該口座のお利息の元本組み入れおよび未利用口座管理手数料の引き落としを除きます)から2年以上、一度もお預け入れまたは払い戻しが無い場合、未利用口座としてお取り扱いいたします。 ・未利用口座の対象となった場合は、事前に文書にてお届けのご住所にご案内させていただき、一定期間(約3か月)経過後もお取り引きが無い場合、年間1,320円(税込み)の未利用口座管理手数料をご負担いただきます。 ・ただし、次の場合は未利用口座の対象外です。 <ul style="list-style-type: none"> ①当該口座の預金残高が10,000円以上である場合 ②当行でのお借り入れがある場合 ③当行に定期性預金、その他預金以外の金融資産(公共債、投資信託など)がある場合 ・預金口座残高が未利用口座管理手数料金額未満の場合は、預金口座残高を未利用口座管理手数料の一部として充当し、あらためて通知することなく当行所定の方法により、総合口座取引を解約させていただきます。
10. 当座貸越極度	<ul style="list-style-type: none"> ・総合口座の定期預金の合計残高の90%を上限とします。 ・1,000円単位で、最大500万円とさせていただきます。
11. 当座貸越利率	<p>各定期預金に応じ、以下のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「リレースーパー定期」預金 担保となる定期預金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率。 ・「リレー期日指定定期」預金 担保となる定期預金2年以上利率に年0.5%を上乗せした利率。 ・「リレー変動金利定期」預金 担保となる定期預金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率。 <p>※利率の異なる担保定期預金が2つ以上お預け入れされている場合は、利率の低い方から順次適用させていただきます。</p>
12. 付加できる特約事項	—
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度の対象となります。 (1預金者につき決済用預金以外の対象預金の合計で元本1,000万円までとその利息などが保護されます。) ・金利については、窓口へご照会ください。 ・通帳に記入されないお取り引きが一定の件数を超えると、お取り引きを合計して通帳に記入させていただく場合がありますので、希望されないお客さまは窓口にお申し出ください。
14. 当行が契約している 指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会</p> <p>連絡先 全国銀行協会相談室</p> <p>電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>